

令和8年3月26日開催

第 18 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第18回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月26日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 静内 ピュアプラザ2階

3. 出席委員	1番	中村 トク	出
	2番	山野 美幸	欠
	3番	西村 和夫	出
	4番	佐竹 学	欠
	5番	前田 宗将	出
	6番	三木田 照明	出
	7番	佐々木 知彦	出
	8番	安田 悦郎	出
	9番	土居 正広	出
	10番	金森 靖一	出

4. 出席事務局職員

事務局 長	渡 辺 英 樹
事務局 長 補 佐	神 谷 貴 史

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第18条第6項等の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第6号 買受適格証明願いに対する発給について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それではこれより、令和8年3月26日招集、第18回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、金森会長に議事進行をお願いします。</p>
会長	挨拶
議長	まず、議事録署名委員について議長から指名させていただきます。
議長	それでは、議事録署名委員は、7番佐々木委員、8番安田委員をお願いいたします。
議長	<p>議案第1号、農地法第18条第6項等の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを、議題とします。順位1番及び3番について、事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。件数は2件です。</p> <p>【議案第1号順位1番及び2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番及び2番に係る農用地について貸借契約しておりましたが、両者合意による解約が成立しておりますので、ご審議願います。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号順位1番及び2番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号順位1番及び2番については、許可相当と決定します。
議長	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題とします。順位1番について、事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。申請件数は1件です。</p> <p>【議案第2号順位1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は経営規模拡大のため、親族が所有する農地を買い受け、営農するため申請がありました。</p> <p>なお、順位1番については、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項各号の不許可項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号順位1番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号順位1番については、許可相当と決定します。

議長	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題とします。 順位1番及び2番について、事務局説明して下さい。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。申請件数は2件です。 【議案第3号順位1番及び2番を議案書をもとに説明】 順位1番及び2番は砂利採取を目的とした一時転用の申請です。 なお、順位1番及び2番については、許可権者の北海道が事前審査を行っており、砂利採取しても問題がないものと思われまます。 以上ご審議をお願いします。
議長 担当委員	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。 ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号順位1番及び2番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号順位1番及び2番については、許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道に進達することと決定しました。
議長	次に、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等推進計画(案)の承認についてを、議題とします。 順位1番及び順位9番について、事務局説明して下さい。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農用地利用集積等促進計画(案)は9件です。 【議案第4号順位1番から順位9番を議案書をもとに説明】 順位1番及び順位2番は、利用権設定の案件となります。 賃貸等の理由は、利用効率向上のため、離農する農家より賃貸借するものでございます。 順位3番から順位9番は、所有権移転の案件となります。 賃貸等の理由は、利用効率向上のため、離農する農家より賃貸借するものでございます。 順位3番及び4番は経営規模拡大のため、近隣農地を買い受け営農するためでございます。 順位5番及び6番は新規に就農者が経営安定のため、離農者より農地を買い受け営農するためでございます。 賃貸等の理由は、利用効率向上のため、離農する農家より賃貸借するものでございます。 順位5番から9番は経営規模拡大のため、近隣農地を買い受け営農するためでございます。 以上ご審議をお願いします。
議長 各担当委員	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。 ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号順位1番から順位9番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号順位1番から順位9番については、許可相当と決定します。

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>担当委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第5号、現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。 議案第5号順位1番から5番について、事務局説明してください。</p> <p>それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。申請件数は5件です。</p> <p>【議案第5号順位1番から5番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番については、周囲が宅地に連坦された都市計画区域内の農地であり、ここを地目整理し、処分するものでございます。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。 順位2番については、山林を開拓し営農しておりましたが、高齢のため肥培管理ができなため、植林し地目整理するものです。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、今後農地として管理される見込みがなく、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。 順位3番については、古くから農業用施設が建っているため分筆し、地目整理するものです。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、現況農業施設が建っていることから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。 順位4番については、周囲が宅地に連坦された都市計画区域内の農地であり、ここを地目整理し、処分するものでございます。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。 順位5番については、古くから農業用施設が建っているため分筆し、地目整理するものです。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、現況農業施設が建っていることから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。 以上ご審議をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第5号順位1番から5番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第5号順位1番から5番については現況証明を発給することと決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第6号、買受適格証明願いに対する発給についてを議題とします。</p> <p>それでは、議案第6号の議案書をご覧下さい。申請件数は2件です。</p> <p>【議案第6号順位1番及び2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番及び2番について、競売に参加するため買受適格証明発給の申請がありました。順位1及び3番の申請者は、買受適格証明の発給条件に適合しておりますのでご審議願います。 また、競売落札者は裁判所に農地法3条の許可を提出することとなっておりますので、併せて落札者に3条の許可をすることとなります。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第6号順位1番及び2番については、買受適格証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第6号順位1番及び2番については買受適格証明を発給することと決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>(終了時刻 午後12時00分)</p>

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。
令和8年3月26日(議事録調製日 令和8年3月31日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟